

改正

平成22年12月27日規則第34号

塩尻市ふれあいセンター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、塩尻市ふれあいセンター条例(平成19年塩尻市条例第33号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の申出)

第2条 条例第7条第1項の許可を受けようとする者は、個人にあっては利用の当日、団体にあっては指定管理者が定める日までに利用の申出をし、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の取消し)

第3条 条例第7条第1項の許可を受けた団体が利用の取消しをしようとするときは、指定管理者が定める日までに、指定管理者に申し出なければならない。

(利用制限に係る通知)

第4条 指定管理者は、条例第9条の規定により、利用許可の取消し又は利用の停止若しくは変更をしたときは、利用者に利用許可取消・停止・変更通知書により通知するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、口頭により通知することができる。

(利用料の納入)

第5条 条例第10条に規定する利用料は、塩尻市ふれあいセンター(以下「センター」という。)の入浴施設を利用する際、納入しなければならない。

(利用料の減免)

第6条 条例第11条の規定による利用料の減額又は免除を受けようとする者は、前条の規定による利用料の納入の際、利用料減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を承認したときは、利用料減免承認書を交付するものとする。

(利用料の還付)

第7条 条例第12条ただし書の規定による利用料の還付を受けようとする者は、利用料還付申請書を指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。

(遵守事項)

第8条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センターにおいて他人に迷惑になるような行動をしないこと。
- (2) センターの施設、設備等を破損し、汚損し、又は滅失しないこと。
- (3) 備品等をセンターの外へ持ち出さないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食しないこと。
- (5) センター内に爆発物等の危険物を持ち込まないこと。
- (6) センター内にペット類を持ち込まないこと。
- (7) 指定管理者の許可を受けずに、物品の販売等をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、センターの秩序の維持について指定管理者が定める事項

(利用料の承認の申請)

第9条 条例第10条第2項の規定により、指定管理者が利用料の額の承認を受けようとするときは、予算書又は収支報告書その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、指定管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月27日規則第34号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。